

裁 決 書

審査申立人 比企郡川島町大字吹塚769番地10
道祖土 証

審査申立人から令和7年7月10日付けでなされた令和7年5月18日執行の川島町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第1項の規定に基づき、令和7年5月27日付けで川島町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

これに対し、町委員会は、令和7年6月24日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第202条第2項の規定に基づき、同年7月10日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 開票結果への疑念

本件選挙の当選人は、無名な新人候補であり、他の候補者二人の得票合計3,614票よりもはるかに多い4,868票を獲得することは、通常では考えられない開票結果である。期日前投票の3,003票を開票時にそっくり当選人の票にカウントしたとするとつじつまが合う。

また、同日に行われた川島町議会議員補欠選挙（以下「町議補選」という。）では、

本件選挙の当選人が支援する候補者が告示日前々日に突然出馬する運びとなった。

当該候補者は無名の新人で、選挙運動期間中も全くと言っていいほど活動していなかったが、開票結果が僅差となったのは、期日前投票を全て当該候補者の得票にカウントするとつじつまが合う。町議補選の状況も併せて考えると、本件選挙の開票結果に対して疑念が拭えない。

(2) 投票用紙の改ざん及び投票箱のすり替えの可能性について

参事兼総務課長が事務方のトップの政策推進課に行かずに総務課に残ったのも、票の改ざんをするためなら理解できる。

町長室、副町長室、教育長室や庁議室（防災対策室）は廊下から入れない部屋があり、4か所のうち1か所に通常期日前投票に使用していない別の投票箱（開票日に正式に持ち運ぶ）を置き、毎日報告される期日前投票数を「ふじま隆」と書いて入れることは容易にできる。

(3) 不正の立証について

町委員会は、原決定において、「本件異議の申出に係る証拠物件等の提出があったが、疑念に関する具体的な事実の適示やその主張を裏付ける立証はなされなかった」としているが、事実を裏付けるのならば、全ての投票用紙の開示をしなければ、川島町の立証もできないのではないかと。

不正が行われていないと自信があるのであれば、投票用紙を開示するべきである。

2 町委員会の主張

町委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

期日前投票開始時においては、初日は投票箱に何も入っていないことの確認を行い、投票箱確認書に選挙人の署名を徴した後、投票箱の内蓋を施錠し、投票を開始している。

期日前投票所閉鎖時には、投票箱の蓋を施錠し、蓋の鍵（以下「一の鍵」という。）は、内蓋の鍵（以下「その他の鍵」という。）とは別の封筒に入れて封印している。その封筒は、投票立会人の署名を徴した上で、多目的室裏の倉庫内で保管している。なお、多目的室及び倉庫は施錠しており、その鍵の管理は夜間警備員が行っている。

2日目以降における期日前投票開始時においては、期日前投票箱の蓋及び内蓋が施錠されているか、一の鍵及びその他の鍵の封印がなされているか、投票立会人が改めて確認を行い、投票箱確認書に投票立会人の署名を徴した後、蓋を開錠し、投票を開始しているところである。

また、投票用紙については、印刷業者から納品された後、点検を行い、盗難、紛失等がないよう十分留意した上で、常時施錠できる部屋で保管している。投票用紙

の残紙については、投票用紙受払計算書で残枚数を確認の上、厳重に保管している。

このように、期日前投票箱、その鍵及び投票用紙の管理は規定等に則り適切に実施しており、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞もない。

そもそも、審査申立人が主張する期日前投票の改ざんの可能性については、客観的で明確な根拠又は証拠があるわけではない。あくまで審査申立人の主観で述べられているに過ぎず、いずれも理由がないものである。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

町委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、町委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和7年9月13日に口頭意見陳述の機会を付与するなど、慎重に審理した。

なお、審査申立人からは反論書及び証拠書類が提出された。

審査申立人の主張について、順次判断する。

1 期日前投票における投票用紙の改ざんについて

審査申立人は、本件選挙の効力を無効とすること及び投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を求めている。

まず、本件選挙を無効とする裁決を求める主張についてであるが、選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項の「選挙の規定に違反すること」とは、昭和27年12月4日最高裁判所判決において「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」と判示されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」については、昭和23年6月26日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである」と判示されている。

当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実の有無について、町委員会から提出された証拠物件（審査申立人から町委員会に提出された証拠物件を含む。）、町委員会及び審査申立人への聴取並びに当委員会職員による実地調査により確認したところ、次のとおりであった。

(1) 初日における期日前投票開始時の事務

期日前投票開始時においては、初日は投票箱に何も入っていないことの確認を行い、投票箱確認書に選挙人の署名を徴した後、投票箱の内蓋を施錠し、投票を開始している。なお、この内蓋は、いかなる理由があっても絶対に開くことはできないものであり、その他の鍵は、投票箱の鍵を入れる封筒に投票立会人とともに封印し、投票管理者の署名を徴した上で、期日前投票所である川島町役場多目的室（以下「多目的室」という。）裏の倉庫内に保管している。（証拠No.26、38、62、71）

(2) 期日前投票終了時の事務

期日前投票所閉鎖時においては、投票箱の蓋を施錠し、一の鍵は、その他の鍵を入れた封筒とは別の封筒に入れて投票立会人とともに封印し、投票立会人の署名を徴した上で、多目的室裏の倉庫内にて保管している。

なお、期日前投票所閉鎖後の期日前投票箱は、多目的室内で保管されているが、多目的室及び多目的室裏の倉庫は施錠しており、その後の鍵の管理は、夜間警備員が行っている。（証拠No.26～29、39、41、43、45、62、71）

(3) 2日目以降における期日前投票開始時の事務

2日目以降における期日前投票開始時においては、期日前投票箱の蓋及び内蓋が施錠されているか、一の鍵及びその他の鍵の封印がなされているか、投票立会人が改めて確認を行い、投票箱確認書に投票立会人の署名を徴した後、蓋を開錠し、投票を開始している（証拠No.27～29、40、42、44、62、71）。

(4) 投票用紙の管理について

本件選挙において、投票用紙は印刷業者から納品された後、点検を行い、盗難、紛失等がないよう十分に留意した上で、常時施錠できる部屋に保管している。

投票用紙の残紙については、投票用紙受払計算書において、残枚数の確認を行った上、保管している。

なお、投票用紙についてであるが、本件選挙において町委員会は投票用紙（点字用の投票用紙を除く。）を17,000枚作成しており、投票者数が8,566人であったことから、残枚数は8,434枚となるはずである。令和7年9月16日に当委員会職員が川島町役場の保管状況等を実地調査したところ、投票用紙の残紙は

施錠のある倉庫に厳重に保管されており、その残枚数は8, 434枚と、差し引きが一致していることを確認している（本件選挙において点字用の投票用紙は50枚作成されたが、点字投票を行った者はおらず、点字用の投票用紙は、上記の残紙と一緒に未使用のまま保管されていた。）。（証拠No.71、73～75、84～110）

上記（1）～（4）のとおり、本件選挙において、期日前投票の投票箱、その鍵及び投票用紙の管理については選挙の規定等に則り適切に行われていたことから、審査申立人の主張には理由がない。

2 投票用紙の開披再点検（票の数え直し）について

審査申立人は、川島町役場の職員（以下「町職員」という。）は信用できないため、投票用紙の改ざんの可能性があるなどとして、併せて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を実施すべきであると主張する。

しかし、法に基づき行われる選挙における開票は、衆人監視の下で行われるものであり、開票に際しては、開票作業に不正がないかにつき各候補者の側からも、公的立場で開票立会人が加わって監視を行う仕組みとなっている。

また、開票立会人は、開票所に送致されてきた全ての投票箱の施錠につき、開票管理者が行うその異常の有無の検査に立ち会うとともに、開票管理者とともに投票箱の開箱、投票の混同及び投票の点検等に立ち会うことなどをその職務としている。

本件選挙においては、法第79条第1項の規定により開票の事務を選挙会の事務と併せて行っていることから、審査申立人は、本件選挙における開票立会人を兼ねる選挙立会人となるべき者を本件選挙の選挙長に届け出ている（証拠No.65）。

仮に、審査申立人が主張するように、役場内にある廊下から入れない部屋内に期日前投票に使用していない別の投票箱を用意し、毎日公表する期日前投票数と同数の「ふじま隆」票を書き、当該投票箱へ入れるというような不正が行われていたとすれば、「ふじま隆」票のうち相当な数の票に係る筆跡が、同一の筆跡となるはずである。

そして、開票作業において同一の筆跡による票が多数に上ることが認められる場合には、開票管理者、開票立会人、開票事務従事者のいずれかの者はその異変に気が付き、その旨を指摘するはずである。

しかし、本件選挙における開票作業中にそのような指摘は一切なく、開票作業は問題なく行われたことが、本件選挙における選挙録の記載からも認められ、審査申立人が届け出た選挙立会人も、当該選挙録の記載が真正であることを確認して、署名している（証拠No.63）。

また、前述のとおり、投票用紙の残枚数についても、その差し引きが一致していることを当委員会職員が実地調査において確認しており、何ら不審な点は認められない（証拠No.84～110）。

さらに、選挙管理委員会が審査申立人からの投票の再点検の申出を採用するかどうかは、その自由裁量に委ねられるものと解すべきである（昭和48年2月27日名古屋高等裁判所判決）のであって、町委員会が開披再点検（票の数え直し）を行わなかったことに何ら問題はない。

一方で審査申立人は、口頭意見陳述後に当委員会が職権で行った質問に対して、町職員が期日前投票の投票箱を開けて投票用紙を改ざんすることについては、それを見たり聞いたりしたことはなく、そのことを証言する者もおらず、「推測」である旨を回答している（証拠No.111）。

その他審査申立人は縷々主張するものの、それらの主張についても「推測」の域を出ず、いずれの主張にも具体的な根拠又は客観的な証拠はない。

これらのことを踏まえると、審査申立人の主張は、開披再点検（票の数え直し）を実施しなかった町委員会への不満に基づく憶測と単なる主観に基づくものに過ぎないのであって、容認することはできない。

よって、本件選挙につき改めて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を行う必要性は到底認められない。

3 結論

以上のとおり、本件選挙について、選挙の規定に違反する事実はなく、選挙の結果に異動を及ぼす虞もないことは明らかであり、また、改めて投票用紙の開披再点検（票の数え直し）を行う必要性も認められない。

したがって、審査申立人の主張はいずれも理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年9月25日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克 己

委員 西 山 淳 次